

流行性角結膜炎 届出基準の新旧対照表

新	旧
<p>3 7 流行性角結膜炎</p> <p>(1) 定義 アデノウイルス D 種の 8、37、<u>53、54、56、64/19a</u> 型などによる眼感染症である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 約 1～2 週間の潜伏期の後、急性濾胞性結膜炎の臨床症状を示して発病する。結膜の浮腫や充血、眼瞼浮腫が強く、流涙や眼脂を伴う。<u>結膜出血点の存在は特異性が高い。</u>耳前リンパ節の腫脹と圧痛をきたす場合が多い。角膜にはび慢性表層角膜炎や多発性角膜上皮下浸潤がみられ、異物感、眼痛を訴えることがある。偽膜を伴うことも多い。<u>通常、発病後 2～3 週間程度で治癒する。感染性が大変強く、家庭内感染や院内感染を起こすことが多い。</u></p> <p>(3) 届出基準</p> <p>ア 患者（確定例） 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) <u>又は (5) を満たすことにより、流行性角結膜炎患者と診断した場合</u>には、法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) <u>又は (5) を満たすことにより、流行性角結膜炎により死亡した</u></p>	<p>3 7 流行性角結膜炎</p> <p>(1) 定義 アデノウイルス 8、<u>19、37、4</u> 型などによる眼感染症である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 約 1～2 週間の潜伏期の後、急性濾胞性結膜炎の臨床症状を示して発病する。結膜の浮腫や充血、眼瞼浮腫が強く、流涙や眼脂を伴う。耳前リンパ節の腫脹と圧痛を来す。角膜にはび慢性表層角膜炎がみられ、異物感、眼痛を訴えることがある。偽膜を伴うことも多い。発病後 2～3 週間で治癒する<u>ことが多い。</u></p> <p>(3) 届出基準</p> <p>ア 患者（確定例） 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) により、流行性角結膜炎患者と診断した場合には、法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) により、流行性角結膜炎により死亡したと判断した場合には、</p>

流行性角結膜炎 届出基準の新旧対照表

新	旧						
<p>と判断した場合には、法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>(4) 届出のために必要な臨床症状等 <u>急性濾胞性結膜炎の臨床症状があり、かつ、下記のうち 1 つ以上に該当すること。</u></p> <p>ア <u>家族に流行性角結膜炎の患者がいること</u> イ <u>耳前リンパ節腫脹・圧痛の臨床所見があること</u> ウ <u>多発性角膜上皮浸潤の臨床所見があること</u> エ <u>偽膜あるいは多数の結膜出血点の臨床所見があること</u></p> <p>(5) <u>届出のために必要な検査所見</u> <u>次の表の左欄に掲げるいずれかの検査法によること</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">検査方法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出</td> <td style="padding: 2px;">結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出	結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液	PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出		<p>法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>(4) 届出のために必要な臨床症状 <u>(下記のうち 2 つ以上)</u></p> <p>ア <u>重症な急性濾胞性結膜炎</u> イ <u>角膜点状上皮混濁</u> ウ <u>耳前リンパ節腫脹・圧痛</u></p>
検査方法	検査材料						
迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出	結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液						
PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出							